

議案第 2 1 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 1 4 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は」を「並びに」に、「（以下「原動機付自転車」を「及び同法第 3 条に規定する普通自動二輪車のうち総排気量が 0 . 1 2 5 リットル以下又は定格出力が 1 . 0 0 キロワット以下のもの（側車付きのものを除く。以下「原動機付自転車等」に改める。

第 3 条から第 5 条までを次のように改める。

（名称及び位置）

第 3 条 自転車等駐車場の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（使用の方法）

第 4 条 自転車等駐車場の使用の方法は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 定期使用 月を単位とし、使用を開始する月から当該月の属する年度の

3月までの間を使用期間として使用すること。

(2) 1回使用 継続する24時間以内の時間につき、1回の入場及び退場を単位として使用すること。

(3) 時間使用 時間を単位として使用すること。

(使用の許可)

第5条 定期使用の方法により自転車等駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第5条の2を削る。

第14条を第19条とし、第11条から第13条までを5条ずつ繰り下げる。

第10条第1項第2号中「原動機付自転車」を「原動機付自転車等」に改め、同条を第15条とする。

第9条第1項中「第7条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第8条第1項第1号中「第1種自転車等駐車場、第2種自転車等駐車場又は第3種自転車等駐車場」を「定期使用の方法により使用することができる自転車等駐車場」に改め、同項第2号中「第4種自転車等駐車場又は第6種自転車等駐車場」を「1回使用の方法により使用することができる自転車等駐車場」に改め、同項第3号中「第5種自転車等駐車場に第5条の2」を「時間使用の方法により使用することができる自転車等駐車場に第8条第4項」に、「自転車が」を「自転車等が」に、「当該自転車」を「当該自転車等」に改め、同条第3項中「第6条各号」を「第11条各号」に改め、同条を第13条とする。

第7条第1項中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第12条とする。

第6条第3号中「原動機付自転車」を「原動機付自転車等」に改め、同条を第11条とする。

第5条の次に次の5条を加える。

(定期使用の使用料等)

第6条 定期使用の方法により自転車等駐車場を使用する者は、別表第2に定める額に消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第

1 条の 2 第 1 号に規定する消費税等加算率をいう。以下同じ。) を乗じて得た額 (当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) に前条の許可に係る期間の始期の属する月から当該月の属する年度の 3 月までの月数 (当該許可に係る期間の始期の属する月が 3 月であるときは、1 とする。) を乗じて得た額を使用料としてその全額を一括して納付しなければならない。ただし、当該使用料を納付すべき者でその全額を一括して納付することが困難であると市長が認めたものは、規則で定めるところにより当該使用料を 2 回に分割して納付することができる。

2 定期使用の方法により使用することができる自転車等駐車場の名称及び当該自転車等駐車場に駐車することができる自転車等の種類については、規則で定める。

(1 回使用の使用料等)

第 7 条 1 回使用の方法により自転車等駐車場 (機械装置により自転車等を駐車させる構造の自転車等駐車場 (次項において「機械式駐車場」という。) を除く。) を使用する者は、次の表に定める額に消費税等加算率を乗じて得た額 (当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) の使用料 (以下この項において「1 回使用料」という。) を納付し、又は 11 回分の使用料 (1 回使用料に 10 を乗じて得た額とする。) を前納しなければならない。この場合において、当該使用料を前納した者は、使用の都度、当該使用料を前納したことを証する書類を提出しなければならない。

区 分		一 般	高校生以下
1 回につき	自 転 車	1 0 0 円	5 0 円
	原 動 機 付 自 転 車 等	2 0 0 円	1 0 0 円

2 1 回使用の方法により自転車等駐車場 (機械式駐車場に限る。次項において同じ。) を使用する者は、次の表に定める額に消費税等加算率を乗じて得た額 (当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) を使用料として納付しなければならない。

1回につき	自 転 車	100円
	原動機付自転車等	200円

3 前項の規定による使用料は、自転車等が自転車等駐車場から出場する際に徴収する。

4 1回使用の方法により使用することができる自転車等駐車場の名称及び当該自転車等駐車場に駐車することができる自転車等の種類については、規則で定める。

(時間使用の使用料等)

第8条 時間使用の方法により自転車等駐車場を使用する者は、次の表に定める額に消費税等加算率を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を使用料として納付しなければならない。ただし、自転車等が入場した時から2時間を経過する時までは、無料とする。

2時間まで ごとにつき	自 転 車	100円
	原動機付自転車等	200円

2 前項の規定により算定する使用料の額は、自転車等が入場した時から24時間までごとにつき同項の表の規定による2時間までごとの使用料の額に5を乗じて得た額を限度とする。

3 前2項の規定による使用料は、自転車等が自転車等駐車場から出場する際に徴収する。

4 時間使用の方法により自転車等駐車場を使用する者は、市長が特別の理由があると認める場合を除き、自転車等が入場した時から48時間を経過する時以降は、当該自転車等を引き続き駐車してはならない。

5 時間使用の方法により使用することができる自転車等駐車場の名称及び当該自転車等駐車場に駐車することができる自転車等の種類については、規則で定める。

(使用料の減免)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除する

ことができる。

(既納の使用料)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表を別紙のように改める。

別表第1の次に別紙の1表を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 平成28年4月1日(以下「施行日」という。)以後に改正後の第4条第1号に規定する定期使用の方法により自転車等駐車場を使用しようとする者に係る使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条、第6条第1項、第9条及び別表第2の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の第7条第1項から第3項まで及び第8条第1項から第4項までの規定は、施行日以後に改正後の第4条第2号に規定する1回使用又は同条第3号に規定する時間使用の方法により使用することができる自転車等駐車場を使用する者に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に改正前の第5条第2項の規定により継続する24時間以内の時間につき、第1種自転車等駐車場、第2種自転車等駐車場若しくは第3種自転車等駐車場を使用した者、同条第3項の規定により第5種自転車等駐車場を使用した者又は同条第5項の規定により第6種自転車等駐車場を使用した者が納付しなければならない使用料で施行日以後に納付するものについては、なお従前の例による。

4 施行日前に改正前の別表4の表に規定する行徳第4駐輪場、国府台第1駐

輪場、国府台第2駐輪場、北国分駐輪場、国分バス停駐輪場及び一本松バス停駐輪場の施設又は設備の全部又は一部を壊し、汚し、又は失わせた者に係る改正前の第11条の規定による当該施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 条関係)

名 称	位 置
市川第 1 駐輪場	市川市市川 2 丁目 2, 3 2 6 番 2
市川第 4 駐輪場	市川市市川 1 丁目 1, 0 8 9 番 1 4
市川第 6 駐輪場	市川市市川 1 丁目 5 5 3 番 4
市川第 7 駐輪場	市川市市川 1 丁目 1, 9 5 8 番 1
市川第 8 駐輪場	市川市新田 5 丁目 1, 2 4 2 番 2
市川地下駐輪場	市川市市川 1 丁目 1, 8 2 5 番 1 4
市川アイ・リンクタウン 地下駐輪場	市川市市川南 1 丁目 1 番
八幡第 1 駐輪場	市川市八幡 3 丁目 6 2 2 番 2
八幡第 2 駐輪場	市川市八幡 1 丁目 3 7 番 3
八幡第 3 駐輪場	市川市八幡 3 丁目 5 4 7 番 2
八幡第 4 駐輪場	市川市南八幡 5 丁目 5 8 6 番
八幡第 5 駐輪場	市川市南八幡 4 丁目 1 6 5 番 8
八幡第 6 駐輪場	市川市八幡 4 丁目 1, 7 6 6 番 2
八幡第 7 駐輪場	市川市八幡 2 丁目 1, 7 3 1 番 1
八幡第 8 駐輪場	市川市八幡 2 丁目 1 2 1 番 2
八幡第 9 駐輪場	市川市八幡 2 丁目 3, 3 9 1 番 2
八幡第 1 0 駐輪場	市川市八幡 2 丁目 1, 6 7 3 番 1 6
八幡地下駐輪場	市川市八幡 3 丁目 1 番 4
八幡第 2 地下駐輪場	市川市八幡 3 丁目 1, 3 4 3 番 7
八幡第 3 地下駐輪場	市川市南八幡 4 丁目 1 6 7 番 2
ターミナルシティ本八幡 地下駐輪場	市川市八幡 3 丁目 1, 2 4 5 番 1 8
下総中山駐輪場	市川市高石神 1 5 2 番 2
大野第 1 駐輪場	市川市大野町 3 丁目 1, 4 3 5 番 5
大野第 2 駐輪場	市川市大野町 2 丁目 2 7 2 番

大野第 5 駐輪場	市川市大野町 2 丁目 2 7 1 番
二俣新町第 1 駐輪場	市川市二俣新町 3 番 3
二俣新町第 2 駐輪場	市川市二俣新町 3 番 4
市川塩浜第 1 駐輪場	市川市塩浜 2 丁目 1 番 1
市川塩浜第 2 駐輪場	市川市塩浜 2 丁目 1 番 7
原木中山駐輪場	市川市高谷 1 丁目 2 6 4 番 3
妙典第 1 駐輪場	市川市富浜 2 丁目 1 9 番
妙典第 2 駐輪場	市川市妙典 4 丁目 1 0 2 番 1
行徳第 1 駐輪場	市川市行徳駅前 1 丁目 1 8 番
行徳第 2 駐輪場	市川市行徳駅前 2 丁目 2 4 番
行徳第 3 駐輪場	市川市湊新田 1 丁目 1 6 番 1
南行徳第 1 駐輪場	市川市欠真間 2 丁目 3 0 番
南行徳第 2 駐輪場	市川市相之川 4 丁目 1 8 番
南行徳第 3 駐輪場	市川市新井 3 丁目 3 2 番
南行徳第 4 駐輪場	市川市南行徳 1 丁目 1 5 番 4
南行徳第 5 駐輪場	市川市相之川 4 丁目 6 番 1 1
国分高校バス停駐輪場	市川市稲越町 3 0 8 番

別表第2（第6条関係）

1 自転車に係る定期使用の1月当たりの額

名 称	一 般	高校生以下
市川第1駐輪場	1,300円	650円
市川第4駐輪場	1階及び2階 2,050円 3階 1,600円	1階及び2階 1,025円 3階 800円
市川第6駐輪場	1,300円	650円
市川第7駐輪場	1,300円	650円
市川第8駐輪場	1,300円	650円
市川地下駐輪場	地下1階 2,050円 地下2階 1,600円	地下1階 1,025円 地下2階 800円
市川アイ・リンクタウン 地下駐輪場	1,600円	800円
八幡第1駐輪場	1,300円	650円
八幡第2駐輪場	1,300円	650円
八幡第3駐輪場	1,300円	650円
八幡第4駐輪場	1,300円	650円
八幡第5駐輪場	1,600円	800円
八幡第6駐輪場	1,600円	800円
八幡第7駐輪場	1,600円	800円
八幡第8駐輪場	1,600円	800円
八幡第9駐輪場	1,300円	650円
八幡第10駐輪場	1,600円	800円
八幡地下駐輪場	1,600円	800円
八幡第2地下駐輪場	2,050円	1,025円

八幡第3地下駐輪場	2,050円	1,025円
ターミナルシティ本八幡地下駐輪場	2,050円	1,025円
下総中山駐輪場	1,000円	500円
大野第1駐輪場	650円	325円
大野第2駐輪場	1,000円	500円
大野第5駐輪場	1,000円	500円
二俣新町第1駐輪場	1,000円	500円
二俣新町第2駐輪場	1,000円	500円
市川塩浜第1駐輪場	1,000円	500円
市川塩浜第2駐輪場	650円	325円
原木中山駐輪場	1,300円	650円
妙典第1駐輪場	1,300円	650円
妙典第2駐輪場	1,300円	650円
行徳第1駐輪場	1,300円	650円
行徳第2駐輪場	1,300円	650円
行徳第3駐輪場	1,000円	500円
南行徳第1駐輪場	1,000円	500円
南行徳第2駐輪場	1,000円	500円
南行徳第3駐輪場	1,000円	500円
南行徳第4駐輪場	1,300円	650円
南行徳第5駐輪場	1,300円	650円
国分高校バス停駐輪場	650円	325円

2 原動機付自転車等に係る定期使用の1月当たりの額

原動機付自転車等に係る定期使用の一般又は高校生以下の1月当たりの額は、1の表名称の欄の区分に応じ、それぞれ定められた1月当たりの額の2倍とする。

理 由

受益者負担の適正化を図るため自転車等駐車場の使用に係る使用料の額を見直すとともに、自転車等駐車場を使用することができる自転車等に総排気量125ccまでの自動二輪車等を加えるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。